

中間市議会事務局処務規程（令和4年3月31日議会訓令第1号）

最終改正:令和6年3月29日議会訓令第2号

改正内容:令和6年3月29日議会訓令第2号 [令和6年4月1日]

○中間市議会事務局処務規程

令和4年3月31日議会訓令第1号

改正

令和6年3月29日議会訓令第2号

中間市議会事務局処務規程

中間市議会事務局処務規程(昭和34年中間市議会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、中間市議会事務局設置条例(昭和34年中間市条例第1号)第6条の規定に基づき、中間市議会事務局(以下「事務局」という。)の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に総務係及び議事係を置く。

(職員)

第3条 事務局に次長を置くことができる。

2 係に係長及びその必要な職員を置く。

3 次長、係長及びその他の職員は、書記のうちから議長が命ずる。

(職務)

第4条 事務局長は、議長の命を受け、局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、係長及びその必要な職員を指揮監督する。

3 係長は上司の命を受け、係員を指揮監督して係の事務を担当する。

4 係員は、所掌事務に従事するほか、上司の命により臨時に事務に従事しなければならない。

5 事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、次長がその職務を代理し、事務局長及び次長が共に事故あるとき、又は欠けたときは、係長がその職務を代理する。

(係の分掌事務)

第5条 係の事務分掌は次のとおりとする。

(1) 総務係

ア 文書の收受、発送及び保存に関すること。

イ 例規の制定及び改廃に関すること。

ウ 法令、条例等の調査研究に関すること。

エ 公印の保管に関すること。

オ 議員の身分及び資格の得喪に関すること。

カ 議員の報酬等に関すること。

キ 議員及び職員の出張に関すること。

ク 議員共済及び互助に関すること。

ケ 人事に関すること。

コ 予算、決算及び経理に関すること。

サ 備品及び消耗品に関すること。

シ 議場その他議会関係各室の管理に関すること。

ス 議会図書室に関すること。

セ 市議会だよりの編集及び発行に関すること。

ソ 市議会議長会に関すること。

タ 儀式及び交際に関すること。

チ 議会及び委員会が行う調査に関すること。

ツ 各種統計、資料及び情報の収集及び整理に関すること。

テ 前各号に掲げるもののほか、議会の庶務に関すること。

(2) 議事係

ア 議事日程及び会期日程に関すること。

イ 公聴会に関すること。

ウ 議案の受理及び取扱いに関すること。

エ 一般質問通告書の受理に関すること。

オ 委員会提出議案及び議員提出議案に関すること。

カ 請願及び陳情の受理及びその取扱いに関すること。

キ 議会招集の告知に関すること。

ク 委員会の招集及び告知に関すること。

ケ 議員の出欠に関すること。

- コ 議決事件の通知及び報告に関する事。
- サ 会議結果の報告に関する事。
- シ 会議録に関する事。
- ス 傍聴に関する事。
- セ 前各号に掲げるもののほか、議会の議事に関する事。

（分掌事務の例外）

第6条 議長は必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず適宜事務を処理させることができる。

（決裁、代決等）

第7条 議会の事務は、議長が決裁する。

2 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、事務局長が代決又は代理で事務を行う。

3 事務局長は、代決又は代理をした事務については、次条で定める専決事項を除き、後関に供しなければならない。

（事務局長及び次長の専決事項）

第8条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会の招集に係る他の市議会に対する通知に関する事。
- (2) 情報公開の請求に対する決定に関する事。
- (3) 個人情報の開示等の請求に関する事。
- (4) 次長の出張及び時間外勤務に関する事。
- (5) 次長の休暇及び諸届に関する事。
- (6) 中間市事務決裁規程(平成19年中間市訓令第7号。以下「事務決裁規程」という。)別表第1(その1)財務関係事務専決区分の部長の欄に定める項目に関する事。
- (7) 次項に定めるもので、特に重要なもの

2 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 定期的な調査、報告及び進達に関する事。
- (2) 定期的な許認可、通知、照会及び回答に関する事。
- (3) 議会施設の使用に関する事。
- (4) 職員の出張命令(宿泊を要する出張命令は除く。)及び時間外勤務に関する事。
- (5) 職員の休暇及び諸届に関する事。
- (6) 資料及び統計の収集作成に関する事。
- (7) 事務決裁規程別表第1共通(その1)財務関係事務専決区分の課長の欄に定める項目に関する事。
- (8) 文書の保管に関する事。
- (9) 会議録の印刷製本に関する事。
- (10) ホームページのデータ更新に関する事。

3 前項の規定にかかわらず、事務局に次長を置かない場合は、前項の専決事項は局長の専決事項とする。

4 第1項及び第2項に定める専決事項であっても、重要又は異例なものについては、議長の決裁を受けなければならない。

（文書の取扱い）

第9条 事務局において施行する公文書には、文書記号及び文書番号を付さなければならない。

2 事務局において施行する公文書に付する文書記号は、「中議」とする。

3 前2項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、中間市文書管理規則(平成26年中間市規則第14号)の例による。

（公印の取扱い）

第10条 公印の種類、配字等、形状、書体、寸法及び数量は、別表のとおりとする。

2 公印の保管は、次長が行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、中間市公印規程(昭和42年中間市訓令第1号)の例による。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか事務局の処務に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日議会訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

種類	配字等	形状	寸法	書体	数量
議会印	中間市 議会之印	正方形	縦 24mm 横 24mm	てん書	1
議長印	中間市議 会議長	正方形	縦 24mm 横 24mm	れい書	1
副議長印	中間市副 議会議長印	正方形	縦 21mm 横 21mm	てん書	1
総合政策委員会委員長印	総合政策 委員会委 員長之印	正方形	縦 21mm 横 21mm	てん書	1
市民厚生委員会委員長印	市民厚生 委員会委 員長之印	正方形	縦 21mm 横 21mm	てん書	1
産業消防委員会委員長印	産業消防 委員会委 員長之印	正方形	縦 21mm 横 21mm	てん書	1
議会運営委員会委員長印	議会運営 委員会委 員長之印	正方形	縦 18mm 横 18mm	てん書	1
特別委員会委員長印	特別 委員会 委員長	正方形	縦 21mm 横 21mm	れい書	1
議会事務局長印	中間市議 会事務局 長之印	正方形	縦 24mm 横 24mm	てん書	1

議会事務局次 長印	中間市議 会事務局 次長之印	正方形	縦 18mm 横 18mm	てん書	1
--------------	----------------------	-----	------------------	-----	---